

令和6、7年度
高知県建設工事競争入札参加資格
審査申請要領（県外建設業者）

- | | |
|-------------------------|---------|
| ○お知らせ | (P2) |
| 1. 申請にあたって | (P3) |
| 2. 申請内容詳細 | (P4～P9) |
| 添付書類 | (P10) |
| 3. 資格の取消について | (P10) |
| 4. 組織変更等に伴う再審査、承継手続について | (P11) |
| 5. その他の再審査について | (P12) |
| 6. 申請情報等 | (P13) |

高知県土木部土木政策課

<要領に関する問い合わせ先>
高知県土木部土木政策課建設業振興担当
電 話：088-823-9815
FAX：088-823-9263

<お知らせ>

土木政策課では、令和5年度から入札参加資格の電子申請による受付を開始します。これに伴い、申請者の業務負担軽減等の観点から、下記のとおり制度を変更します。

①電子申請による受付

電子申請システムでの申請受付を開始。

システムの利用時間は午前8:00～午後10:00となっています。

システムに障害が発生した場合や、その他知事が必要があると認めるときは、申請方法または期間を別に定めることがあります。

なお、令和6、7年度入札参加資格は令和5年12月から申請を受け付けます。

※中間年は、新規事業者と業種追加を行う事業者のみ審査（これまでと同様の取扱い）。

②県内全市町村との共同受付

県内全市町村（高知市上下水道局を含む。）との共同受付を開始。

県が業者情報等を一括して審査し、申請先市町村へ審査結果の情報を提供。

申請者の申請業務負担（市町村分）を軽減。

申請・審査にあたっては、高知県の要綱・要領を適用。

＜申請要領＞ 県外建設業者用

令和6、7年度（令和6年4月1日～令和8年3月31日）に高知県が発注する建設工事の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加を希望される方の申請方法等は次のとおりです。

なお、この要領における「審査基準日」は令和5年10月1日です。

1. 申請にあたって

(1) 受付方法

- ・高知県入札参加資格共同電子申請システムを使用して行います。

【入札参加資格申請は、下記リンクから】

<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/portal/>

- ・申請にあたっては事業者毎にIDとPWが必要となります。

＜令和5年度に「高知県」の入札参加資格を有している事業者＞

10月下旬頃、にIDとPWを付与（郵送）します。

＜令和5年度に「高知県」の入札参加資格を有していない事業者＞

IDとPWの事前付与は行いません。高知県電子申請サービス（下記のリンク）より申請のうえ、IDとPWを取得してください。申請から付与まで2～3週間ほど時間を要します。早めの申請をお願いします。

【ID、PWの付与申請は、下記リンクから】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7596

(2) 受付期間

令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）

※申請内容を確認後、補正を依頼する場合があります。

早めの申請にご協力をお願い致します。

※注意事項※

- ・令和5年12月28日（木）以降は受付をしませんので、必ず受付期間内に提出をしてください。

2. 申請内容詳細

(1) 基本情報入力画面

項番 1～項番 12

・申請事業者に係る基本情報を入力してください。

・項番 1 から 12 のうち、**項番 2** 審査基準決算、**項番 9** 代表者役職名を除く部分については自動入力となり、入力不要です。

・**項番 13** 「課税免税届」は令和 6 年 4 月 1 日現在が消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」を入力してください。

・項番 13 以降については下記の要領で入力し、必要書類を添付してください。

項番 1 : 許可番号 自動入力

項番 2 : 審査基準決算 入力

→ 令和 5 年 10 月 1 日以前の直近の 7 月末までに終了した事業年度終了日を入力してください。

項番 3 : 申請区分 自動入力

項番 4 : 法人/個人区分 自動入力

項番 5 : 法人番号 自動入力

項番 6 : 資本金 (千円) 自動入力

項番 7 : 商号名称 自動入力

項番 8 : 代表者名 自動入力

項番 9 : 代表者役職名 入力

項番 10 : 所在地 自動入力

項番 11 : 郵便番号 自動入力

項番 12 : 電話番号 自動入力

項番 13 : 課税免税届 入力

項番 14 : FAX 番号 入力

項番 15 : 入札用メールアドレス **入力**

→ 指名通知情報が届くメールアドレスになります。

項番 16 : 申請用メールアドレス **入力**

→ 電子申請情報が届くメールアドレスになります。

同じアドレスでも構いません。

項番 17-1 : 納税証明書 (国税) **添付**

→ 証明日が令和5年10月1日以降のもので、審査基準日前日 (令和5年9月30日) までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるものを添付してください

項番 17-2 : 納税証明書 (都道府県税) **添付**

→ 証明日が令和5年10月1日以降のもので、審査基準日前日 (令和5年9月30日) までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるものを添付してください

項番 17-3 : 納税証明書 (市町村税) **添付 (東京都 23 区内の法人は不要)**

→ 証明日が令和5年10月1日以降のもので、審査基準日前日 (令和5年9月30日) までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるものを添付してください

項番 17-4 : 納税証明書 (高知県税) **添付**

→ 高知県で業務を行っており、県内に営業所・事務所等がある場合 (事務所等の名称・形態は問わず) は、その営業所・事務所等を管轄する高知県の県税事務所の納税証明書。なお、その営業所・事務所等に委任しない場合も、高知県内に営業所・事務所等がある場合は、県税事務所の納税証明書が必要です。

→ 証明日が令和5年10月1日以降のもので、審査基準日前日 (令和5年9月30日) までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるものを添付してください

項番 17-1 から 項番 17-3 については、本社に係る納税証明書を添付してください。

項番 18 : 代理申請 **入力**

→ 行政書士による代理申請の場合には必要事項を入力の上、委任状 (任意様式) を添付してください。

→ なお、委任状の宛先を明記する場合には「申請先自治体の長」という文言で、委任の範囲を明記する場合には「申請先自治体に係る…」という文言にしてください。

電子入札について

一般競争入札、指名競争入札は、一部を除いて電子入札により実施しています。
電子入札制度には、次の特長があります。

- (1) 指名競争入札の指名通知、一般競争入札の入札参加資格確認申請書受付通知は、すべて電子メールで行いますので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただいて各種の手続をする必要がありません。
- (2) 一般競争入札の公告及び入札金額の積算に必要な設計図書は電子閲覧が可能で、一般競争入札参加申請もインターネットを介して行うので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただく必要がありません。
- (3) 入札はインターネットを介して行い、結果通知は電子メールで行われるので、入札日に入札会場へ来ていただく必要がなくなります。

高知県の建設工事に係る委託業務の入札契約に関係する手続を行うためには、電子入札に対応できる環境整備が必要不可欠となっており、入札参加資格申請には、メールアドレスの取得が必須要件となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレス未取得の方は、入札参加資格申請書への記入ができるよう取得をお願いします。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね5GB未満）での登録は控えて下さい。

なお、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。

電子入札に関する照会先

高知県土木部土木政策課契約担当

Tel 088-823-9813

(2) 申請・委任先選択画面

高知県を含む、県内全市町村（高知市上下水道局を含む。）を申請先として申請することが出来ます。また、各自治体毎への申請について、支店・営業所等への委任をするか否かを選択することが出来ます。

委任なし：支店・営業所等へ委任をせずに、本社でしか入札・契約等を行わない場合

全委任：本社の入札・契約等権限を、全て支店・営業所等に委任する場合

※ 一部の業種について契約等権限を委任し、残りの業種について本社で契約等を行うこと（一部委任）は出来ません。

※ 営業所に入札契約等権限を委任する場合は、当該営業所に建設業許可のある業種に限ります。

1 営業所等への委任の有無

・ 委任しない場合 「委任なし」 **選択** → この項目は入力終了ですので
次の画面で、本社で入札参加資格を
申請する業種を**選択**してください。

・ 委任する場合 「全委任」 **選択** 「2」へ。

2 1で「全委任」を選択した場合

- ・ 営業所名（フリガナ） **入力**
「営業所追加ボタン」から該当する営業所を選択し、フリガナを入力
- ・ 営業所代表者名 **入力**
受任者に該当する人物の氏名（フリガナ）を入力
- ・ 代表者役職名 **入力**
- ・ FAX番号 **入力**
受任される営業所のFAX番号を入力
- ・ メールアドレス **入力**
受任される営業所のメールアドレスを入力
- ・ 営業所申請業種 **入力**
営業所に委任する許可業種を入力
- ・ 委任状 **添付**
→ 入札・契約等権限を営業所に委任する旨の委任状（委任者・受任者双方の押印が必要です）
- ・ 様式第十三号 **添付**
→ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

【申請・委任先選択画面の注意事項】

- (1) 本社で入札・契約等を行う場合には基本的には「委任なし」となります。
- (2) 委任先となる支店・営業所等や、委任内容、委任状については、申請先自治体ごとに入力、添付等する必要があります。

年間委任状

- 1 次の者は入札参加資格申請時に年間委任状（様式任意）を1部提出して下さい。
 - (1) 高知県外に主たる営業所（本社又は本店）があり、代表者からその他の営業所（支社又は支店）の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者
 - (2) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店）がある国土交通大臣許可の建設業者で、代表者からその他の営業所（支社又は支店）の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者

(1)に該当する者については、この委任状の提出により、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、当該年間委任状の受任者あてに送付されるとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。
- 2 紙入札等への参加のため、入札の権限をその他の営業所（支店又は支社）へ年間を通じて委任しようとするときは、1とは別に委任状を作成し、紙入札時に原本又は写しを提示して下さい（1で入札の権限を含めた委任状を提出した場合はその写しでも可）。

※ 委任状は申請先自治体ごとに添付を要しますので、委任状の宛先は申請先自治体の長（例：高知県知事（高知県への申請で支店・営業所等に委任する場合）、高知市長（高知市への申請で支店・営業所等に委任する場合））としてください。

※ 委任状については、任意様式となっています。

※ 委任期間は、「令和6年4月1日～令和8年3月31日」とします。

(4) 系列会社の状況入力画面

項番 34～項番 49

申請先自治体に入札参加資格を申請し、又は申請を予定している系列会社がある場合には、当該会社情報を入力してください。

(1) 会社法に規定する親会社等

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等が申請先自治体に対して入札参加資格申請を行い、または申請を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び住所を入力すること。

(2) 会社法に規定する子会社等

申請者から見て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等が申請先自治体に対して入札参加資格申請を行い、または申請を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び住所を入力すること。

(3) 役員の兼任

申請者の役員が、申請先自治体に対して入札参加資格申請を行い、または申請を予定している場合に「有」を選択し、申請者における役職、氏名、兼任先の商号又は名称及び住所を入力すること。

(5) 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)画面

項番 50

高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認します。1 による申告か 2 または 3 による誓約を行わない場合は、資格審査の申請はできません。

・個人住民税の特別徴収を実施している場合には、該当する従業員が最も多く居住する市町村を選択し、当該従業員数を入力してください。

・新規事業者等のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第 321 条の 4 の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、2 により誓約して下さい。（なお、前回の入札参加資格審査において、2 により誓約したにもかかわらず、対象者がありながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合は、誓約書は受け付けないので注意して下さい。）

・高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、3-1 により誓約して下さい。

(6) 暴力団排除照会対象者の入力画面

項番 51

令和 5 年度に行う資格審査（令和 6、7 年度資格）から入札参加資格申請の際に、暴力団排除照会対象者を入力していただきます。

審査基準日時点の暴排照会対象者（法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第 1 条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）の「氏名」「生年月日」「性別（任意）」「役職等（任意）」を入力してください。

【添付書類】

システムへの添付が必要なものを下記にまとめていますので、参考にしてください。

通番	提出書類	概要
①	納税証明書（国税）	・証明日が <u>令和5年10月1日以降</u> のもので、「滞納がない」ことが証明されているもの
②	納税証明書（都道府県税） ※高知県税分も必要な場合あり	・証明日が <u>令和5年10月1日以降</u> のもので、「滞納がない」ことが証明されているもの
③	納税証明書（市町村税） ※東京都23区内の法人は不要	・証明日が <u>令和5年10月1日以降</u> のもので、「滞納がない」ことが証明されているもの
④	委任状（行政書士）	・行政書士による代理申請の場合、入札参加資格申請を行政書士に委任する旨の委任状
⑤	委任状（本社→支店・営業所等）	・本社の代表者から支店・営業所等の代表者へ契約等権限を委任する旨の委任状 ※ <u>委任者・受任者双方の押印が必要</u>

※ 昨年度までは、経営事項審査の結果通知の提出を求めていましたが、今年度からは、システムから連結させますので、経営事項審査結果通知書の提出は不要です。

※ 高知県建設工事競争入札参加資格審査における社会保険等未加入建設業者への対応について平成27年度高知県建設工事入札参加資格審査より、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）の申請を受け付けないこととしています。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 **資格の取消について**

申請後に入札参加資格審査要綱第7条に該当したときは、入札参加資格を取り消します。

【以降、5・6については電子申請の対象外となります】

4 組織変更等に伴う再審査、承継手続について

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格の再審査を受けることができます。該当する場合は、再審査の受審の有無に関わらず、別に定める様式（合併等に関する届出書）により、土木政策課建設業振興担当まで、速やかにその旨を届出て下さい。

存続会社が高知県の建設工事入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に建設工事入札参加資格の変更届を提出して下さい。

(1) 審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

(2) 提出書類

①競争入札参加資格審査申請書類一式

- ・令和6、7年度高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書（県外建設業者）
- ・工事経歴書（任意様式：許可申請書類の写し可）
- ・営業所一覧表（任意様式：許可申請書類の写し可）

②承継先の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

③合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

④合併、会社分割等に係る総会議事録の写し

⑤合併、会社分割等後の登記簿謄本（写し可）

⑥合併、会社分割等後の納税証明書（国、都道府県、市区町村）（写し可）

国、都道府県、市区町村分が必要

※「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前1年分の事業税、固定資産税など全ての税目の納税証明書

※高知県で業務を行っており、県内に営業所・事務所等がある場合（事務所等の名称・形態は問わず）は、その営業所・事務所等を管轄する高知県の県税事務所の納税証明書（「滞納ありません」と表示のあるもの）。なお、その営業所・事務所等に委任しない場合も、高知県内に営業所・事務所等がある場合は、県税事務所の納税証明書は必要です。

⑦合併、分割等のフロー図

⑧その他

※ 建設業法第 17 条の 2 に基づく事前認可をしている場合、上記とは取扱いが異なりますので、事前に土木政策課建設業振興担当まで、ご連絡ください。

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

5 **その他の再審査について**

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告して下さい。再審査を行ない、資格の再認定を受ける必要があります。

(再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。)

- ① 会社更生法の手続開始の申立てを行った者
- ② 民事再生法の手続開始の申立てを行った者
- ③ 特定調停の手続開始の申立てを行った者

(1) 審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

(2) 提出書類

- ・令和 6、7 年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）（様式 1）
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ・手続開始の決定書の写し
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・その他

6 **申請情報等**

高知県のホームページに申請様式等を掲載しています。

【入札参加資格関係】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/nyuusatusannkasikaku-index.html>

【【県外建設工事】 競争入札参加資格審査申請】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2019111300105.html>

【要綱・要領・様式等ダウンロードについて】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-download.html>